

第八十二号議案

江戸川区篠崎育成室の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区篠崎育成室の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区篠崎育成室の指定管理者を次のように指定する。

江戸川区篠崎育成室	名 称		指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称		
	江戸川区東葛西五丁目二番 二号 ゾンネンハイム葛西	特定非営利活動法人ふるーる 理事長 伊藤 みゆき		平成二十九年十二月一日から 平成三十四年三月三十一日まで

（説明）

平成二十九年十二月一日から、新たに江戸川区篠崎育成室の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。